

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 平成26年12月11日(木) 午前10時00分～11時22分

(休憩：午前10時17分～10時20分)

(休憩：午前10時26分～10時29分)

(休憩：午前10時36分～10時37分)

(休憩：午前10時49分～10時57分)

会 場 委員会室

### 1. 出席者

1番 長谷川広昌、 4番 浅岡保夫、 5番 柴田耕一

7番 杉浦敏和、 10番 鈴木勝彦、 11番 鷺見宗重、

14番 内藤皓嗣、 16番 小野田由紀子

オブザーバー 議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、 6番 幸前信雄、

7番 杉浦辰夫、 9番 北川広人、 12番 内藤とし子、

15番 小嶋克文

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、

総務部長、行政GL、財務GL

市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、

都市政策部長、都市整備GL、都市防災GL、企業支援GL、

上下水道GL、地域産業GL、

会計管理者、監査GL

## 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第 5 6 号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) 議案第 5 7 号 高浜市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく  
準則を定める条例の制定について
- (3) 議案第 5 8 号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に  
ついて
- (4) 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度高浜市一般会計補正予算 (第 6 回)
- (5) 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正  
予算 (第 2 回)
- (6) 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 1 回)
- (7) 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予  
算 (第 2 回)
- (8) 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度高浜市水道事業会計補正予算 (第 2 回)
- (9) 議案第 6 8 号 高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の制定に  
ついて
- (10) 陳情第 8 号 福祉・国保・医療など社会保障の施策拡充についての  
陳情
- (11) 陳情第 1 3 号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援  
体制の拡充」についての陳情
- (12) 陳情第 1 4 号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情
- (13) 陳情第 1 5 号 創業支援強化についての陳情

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る、12月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案3件、補正予算5件、議員提出議案1件、陳情4件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の鷲見宗重委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば、お願いいたします。

説（総務部） 特にございません。

《質 疑》

(1) 議案第56号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について  
委員長 質疑を行います。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、議案第56号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第57号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問(4) 議案第57号で、先ほどの工業立地法のことについてでありますけれども、総括質疑のときに、今回の対象企業数について答弁されていたかと思いますが、その企業に対しての制度の周知方法についてちょっとお聞きしたいと思いますが。

答(企業支援) 来年1月1日に施行を予定していることから、来年早々に、年始の御挨拶を兼ねて企業訪問を実施し、その際にPRをしてまいりたいと考えております。なお、アンケート結果につきましては、既に11月下旬に対象企業さんのほうに郵送で送らせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

問(4) こうした緑地率の緩和について、愛知県内の他市の状況についても、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

答(企業支援) 工場立地法第4条の2の規定に基づく条例制定により規制緩和を実施している市は、愛知県内で10市でございます。

問(4) 今、10市ということなので、その10市を具体的にできれば教えていただきたいと思いますが。

答(企業支援) 愛知県内の10市ですが、まず、稲沢市、津島市、知多市、大府市、名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊川市、それと西三河では、岡崎市と碧南市の計10市でございます。

問(4) はい、わかりました。ありがとうございます。

問(11) この工業立地法が制定されたという当時の背景をお願いしたいと思いますが。

答(企業支援) 今回の4条の2、第2項に当たって今回制定をさせていただいた中で、どうして今回やったかという、いろんな企業……

問（１１） すみません、意味が違います。この工業立地法の、当時、多分、昭和４０何年かに制定されたと思うんですけども、この当時の背景を聞きたいなというふうに思うんですけども。

答（企業支援） 今回、昭和４９年の工業立地法のとときに前提となった公害問題などの社会情勢と、現在との大きく変化がしてきたということと、今や企業の環境に関する技術や姿勢は大幅に進歩しております。環境マネジメントシステムの国際規格でありますISO14001の認定取得を進めるための企業は、生産過程のCO2の削減や省エネのリサイクルの推進などのエネルギー交換の効果がなくて、環境の付加により小さな循環社会型の構造に向けた体制づくり、進んでいる状況でございます。また、今回の条例の制定により、市内の該当地域では、企業や工場増設等に伴う場合の既存の工場用地の利用をし、新たな設備投資も可能となっていることから、今回の状況になっている状況でございます。

問（１１） その後、この立地法も変わってきていると思うんですよ。それで、先ほどの、今回の第４条の２の第２項の規定に基づくという形でつくられたと思うんですけども、これについてはどういう経過をとって、改正が行われてきているのか。今回のというか、なったのかというのをお聞きしたいと思いますけど。

答（都市政策部） そもそも工業立地法といいますのは、今、議員おっしゃいましたように、過去には、日本が高度経済成長の時代に、工場を乱立してつくるという中で、やはり、住民の住環境の整備、そこをきちんと担保するという意味でこういった規制が設けられて、今日に及んでいるということでございます。これは、実は、平成２４年４月に地域主権一括法の中で権限委譲が地域に、我々のほうにされているという背景から、やはり、その当時の実情とですね、今、先ほどグループリーダーがお話をいたしましたように、環境、それから工場、事業者さんの環境に対する配慮、それから規制ですかね、そういったものも違っているということで、そういった背景をもって規制の緩和、準則を定める権限が付与されているということでございます。

問（１１） 公害が元での規制ということなんですけども、昨今、地球温暖化の対策も急がれているというふうに思うんです。緑地の緩和は相容れないと考

えられますけども、対象の企業にはアンケートをされたというふうに聞いていますけども、公害が元で制定となるということは、公害、もともと住民が被害にあったといういきさつからのことだと思っんです。それで、市民にも意見を聞くことが大切かなというふうに思っんですけども、その聞き方というか、これからというか、聞かれても制定されるということですので、その点はどういうふうに考えているのか、お答えいただきたいなと思っます。

答（企業支援） 今回の工業専用地域につきましては、住居と一体となっるところではありませんから、今回の場合は市民アンケート調査だとか、アンケートは、市民からいただいておりません。ただ、今後、先ほど、緑地をですね、ここの部分が、工業専用地域の部分が減りますので、内陸部のほうに県の補助をいただきながら緑地をふやしていきたいというふうに考えてはおります。

問（11） 敷地面積も9,000平米以上、または、建築面積は3,000平米以上という対象ということから見ても、もとの規制でも耐える大企業の工場だというふうに思っんですけども、これについては、どういった見解で考えているのか、お答えいただきたいなと思っますけども。

答（都市政策部） これは総括のところ、うちのグループリーダーが一度お答えしているかと思っますが、実は、今回は工業専用地域ということで規制の緩和を行っていくということでございます。この工業専用地域といっますのは、この間のときには、沿岸部が主な区域になっていっますと、一部内陸部のほうにもございっますが、私どもの考え方として、大体この工業専用地域の周辺というものは、地物、いわゆる道路があつたり、水路があつたり、そういったもので住宅地とは閉鎖的な環境になっていっるというようなこともあるものですから、それで今回、そういった規制を緩和していきたいということでございます。それと、つけ加えて申し上げますと、この用途というものは住宅だとか物販販売用の店舗、ホテルだとか学校ですね、そういったいわゆる住居系のようなものができない区域、規制で、これ建築基準法で決まっていっますので、そういったものができない区域ということ、そういったことの背景も踏まえまして緩和をするという考え方でございっます。

問（11） 工業地域、専用地域と言われまっしたね。住宅は建たないとかいっことですけども、とは言っても、四日市のぜんそくやなんかは昔の話ですけど

も、そういう関係で広い地域にも大気汚染が及んだという元のものですから、これについて、本当に規制が本当に有効なのか、有効というか、これでいいのかというのが、我々住民の関係で思うんですけども、その点はいかがですか。

答（都市政策部） 今、大気汚染というようなことをおっしゃいましたが、例えば、緑があって大気汚染がなくなるわけではないですよ。やはり、そういった部分については、きちんと企業さんのほうが規則、基準にもとづいた環境的な機能をきちんと配備していただくということは、これは企業さんでも重要なことですので、その辺りが必要になってくるというふうには考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第57号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第58号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第58号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第62号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第6回）  
委員長 質疑を行います。本案に対しましては、浅岡委員から修正案が提出されておりますので、ここで提出者の説明を求めます。

説（4） それでは、議案第62号、皆様のお手元に配布されているかと思えますけれども、議案第62号、平成26年度高浜市一般会計補正予算（第6回）に対する修正案の説明を行います。修正案については、私が提出しましたこの

修正案と議案第62号を御参照ください。本修正案は、補正予算説明書、49ページになりますけども、1款、1項、1目、議会費、議員期末手当、128万2,000円について増額補正の根拠となる議案第60号、高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてが、12月9日開催の本会議において否決されたことに伴い、減額するものであります。説明としては、以上になりますが。

委員長 なお、質疑の順序は初めに修正案から行い、次に、原案の質疑を行うことといたします。それでは、まず、初めに修正案の質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、修正案の質疑を打ち切ります。次に、議案第62号の質疑を行います。

問（4） 補正予算書の63ページになるかと思えます。6款、1項、1目、農業委員会費の農地基本台帳整備委託料について、この委託の概要と補正予算として……

（発言者の無線音声マイクが何者かの無線と混線したため暫時休憩とする。）

休憩 午前10時17分

再開 午前10時20分

委員長 委員会を再開します。

問（4） では、私のほうは、第62号で一般会計補正予算の予算書及び説明書の63ページ、6款、1項、1目、農業委員会費の農地基本台帳整備委託料について、この委託の概要と補正予算として計上するに至った経緯についてお伺いしたいと思います。

答（地域産業） それでは、農地基本台帳整備委託の概要と補正予算として計上させていただくに至った経緯につきまして、お答えをさせていただきます。初めに、この委託の概要でございますが、農地基本台帳、いわゆる、農家台帳

を整備するシステムの構築と地図を含めた農地データ処理を委託するものでございます。次に、経緯でございますが、平成26年4月に施行されました改正農地法により農地台帳が法制化され、農業委員会等が一筆ごとに農地に関する事項を記録した農地台帳および地図を作成し、公表することとされました。そのため、農地台帳および地図の公表に向けて、そのシステムの構築とデータ処理を委託するものでございます。

問（4） それで当初予算ではなくて、補正予算として計上した理由をお聞かせください。

答（地域産業） 当初予算ではなく補正予算として計上させていただいた理由でございますが、平成26年4月の農地法の改正では、平成27年4月1日より、この農地台帳および地図を公表することと義務付けられたことと、それから平成26年度中の時限立法ではありますが、この農地台帳のシステム構築費用につきましては、農業委員会補助金として今年度限りとなりますが県補助金の交付対象となるため、本補正予算において計上をさせていただいたものです。

問（4） 今年度限りということだという説明でしたけども、補助率はどれくらいになっているのでしょうか。

答（地域産業） この補助金の補助率でございますが、10分の10でございます。

問（4） ありがとうございます。以上です。

委員長 ほかに。

問（11） 補正予算書の51ページになりますけども、防犯灯施設事業という形になっていきますけども、整備工事費ですけども、これ何基ぐらい入れたんでしょうか、お答えください。

答（都市防災） 今回、お願いをさせていただくのは、8基でございます。内訳で申し上げますと、都市整備グループのほうで、道路付属物ということで、道路照明灯だとか大型の標識の点検をしております。その結果で、緊急に修繕の工事を要するのものと、我々、都市防災グループのほうで、こういったポールなどの点検を今年度やらせていただきまして、来年度に回せられる部分については回すんですが、ポールの腐食等で倒れる危険性の非常に高いものが8本ありますので、その8本を工事させていただくものでございます。

委員長 ほかに。

問（１０） 私も同じ、５０、５１ページの防犯灯のところですけども、今、８基という御報告を受けましたけども、これは道路管理者である市が管理する道路の防犯灯だけを点検されたのか、あるいは、体育施設だとか、駐車場ですとか、市が管理するべきところの防犯灯も合わせて点検をされたのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

答（都市整備） 今回、点検いたしました照明につきましては、道路管理者として道路に設置されている付属物のみの点検になっております。

問（１０） そうしますと、仮に、碧海グランドやらとか、五反田グランドやらとか、あと公共的な図書館、図書館も入りましたかね、公園、等々の……

委員長 一時、中断します。

（発言者の無線音声マイクが何者かの無線と混線したため暫時休憩とする。）

休憩 午前１０時２６分

再開 午前１０時２９分

委員長 それでは再び、再開いたします。

問（１０） それでは、もう１度質問いたします。今の道路管理者のところは検査をした。点検をして老朽化した部分が８台あったと。そのほかに委託をしている特にＴＳＣですとか、あるいは公民館ですとか、そういう委託をしてある部分の街灯、防犯灯、こういったものの点検をされていないということですね。そうすると、もしその腐食、老朽化のそこは、その部で予算措置を講じて点検をされるという、ここが分かれているのかどうか。

答（都市政策部） 今の御質問の中で、各施設、具体的に出されておりましたが、公民館なりスポーツ施設。それは各所管のグループのほうが施設及びその外部、屋外も含めてそこを管理しておりますので、それぞれが点検等を実施しておるといふふうになっております。

問（１０） では、それぞれの部署が予算措置を取って点検、修繕をしているということで、いいわけですね。

答（都市政策部） 今、おっしゃいましたように、その点検の仕方というのも、いわゆるスタイルとかございますし、専門業者がやらなければ、高いところの照明灯等は専門業者に当然依頼をしていかなければいけないですし、公園なんかの照明灯ですと、根元を見る場合は、我々の職員が行って簡単な金づちみたいなものでたたくことによって、その状況も把握できますので、それはそれぞれの所管グループの考え方でやってみえると思います。

問（10） そこら辺のところを一括の管理とか、そういうものは一覧表になっているのか、もし一覧表になっていれば、そこら辺を一括で管理、運営をしていったほうが、あるいは予算措置を取っていったほうが、しっかり点検、修繕というものができるとは思わないかと思うんですけど、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

答（都市政策部） 照明灯のタイプにも、実は、道路一つにとりましても、今、先ほど都市防災のグループリーダーが申し上げましたが、タイプというか、道路の照明灯でも、交差点の照明を照らしておる照明灯、先ほど言いました防犯灯といって視認性を高めるような照明灯もございますので、スタイルごとで、その機能も違ってくるということから、ただ、ほかのグループの全て確認しているわけではないんですけど、当然ながら、きちんとしたデータ管理をされている一覧表なり、管理をされている施設台帳の中で管理されている中で、それぞれ必要に応じてということで、今のところ、その照明灯に限って、施設に限るということですね、統一してやっていこうという考えは持っておりません。

問（10） それでは、それぞれの部署でしっかり管理し、予算措置も講じているということで理解させていただいていいですね、はい、わかりました。

委員長 ほかに。

問（1） 議案第62号、補正予算書の8ページで、先日の総括質疑において、文化スポーツリーダーから債務負担行為の設定が遅くなったという答弁がございましたが、今後における財政当局としての債務負担行為の追加や変更に対する対策や方針を教えてください。

答（財務） 債務負担行為も予算の一部でございますので、一義的には事業部所を中心に行われるわけでございますが、財務当局におきましても、予算の査定など財政全体の状況確認すべき立場でございますので、今後でございますけ

れども、1点目といたしまして予算査定を行いました。その予算査定の中で債務負担行為の限度額に対する残額を確認いたしております。また、今、3月補正の予算編成方針を各部局に示しておりますが、その中でも、債務負担行為の限度額の管理について適正に行うようにということを言っております。今後でございますが、毎年、10月の予算編成説明会、3月の予算執行説明会におきましても、注意喚起、周知徹底を行ってまいります。

問（1） 財務当局は、内部統制や財政規律を遵守する最終チェック機関だと認識をしております。今後、さらにその大きな役割を果たすために、不断の努力をお願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第62号の質疑を打ち切ります。

（5）議案第63号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第2回）

委員長 質疑を行います。

問（16） 補正予算書、91ページ、8款、1項、1目、データヘルス計画策定業務委託料、318万6,000円ということで、一般質問でも詳しくお尋ねをいたしましたけれども、抜けたことがあったものですからちょっとお尋ねしたいと思います。このデータヘルス計画をこの時期に補正としてあげた理由についてお伺いしたいと思います。

答（市民窓口） なぜこの時期にデータヘルス計画策定業務委託料を補正計上するのかとのことでございますけれども、実は、この国からのデータヘルス計画の手引きなど、計画策定に係る資料などの提供が、今年度に入ってからでありまして、計画策定の研究……

（発言者の無線音声マイクが何者かの無線と混線。）

委員長 マイクの受信電波の混線についてですけど、原因は不明です。よって、混線した場合は発言を一旦とめ、落ち着いたら混線前の発言から再度していただくようお願いいたします。

(混線による暫時休憩。)

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

委員長 再開します。市民窓口グループ、初めからお願いします。

答(市民窓口) なぜこの時期にデータヘルス計画策定業務委託料を補正計上するのかとのことをございますけれども、実は、国からのデータヘルス計画の手引きなど、計画策定に係る資料などの提供が今年度に入ってからでありまして、計画策定の研究、それから検討を行う中で、計画策定にあたっては電子化されたデータから本市の加入者の疾病の傾向などを分析し、本市のデータヘルス計画実施対象者の抽出の範囲や効果的な指導内容の設定など、より成果のある計画とするためには、専門的な分析、見解などが必要であるとの判断から、この12月議会においてデータヘルス計画策定に係る医療等の専門分野のコンサルタントを活用するデータヘルス計画作成委託料を補正予算にて計上いたしました。年度末までに策定いたしたいと思っておりますのでございます。

問(16) わかりました。国の事業が今年度に入ってからということで、本年度中に作成ということですけども、本年度中と言いますと、あと1月、2月、3月、3カ月しかありませんけれども、そこら辺は大丈夫なのかなということで、大丈夫なんでしょうか、そこら辺のことをお伺いします。

答(市民窓口) データのほうは、KDBとかAI・Cube(アイ・キューブ)、国保連合会のデータを活用する形になりまして、そのほうから順番に拾ってまいりたいと思っておりますので、計画のほうにつきましては年度末までにしっかりとやりたいと思っております。

問(16) わかりました。成果につながるような計画が策定できますように

期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第63号の質疑を打ち切ります。

(6)議案第64号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

問(8) 公共下水道事業特別会計補正予算書、補正予算に関する説明書の107ページになりますけども、汚水施設建設事業の2,200万円の増額補正についてですが、議案説明では舗装工事をされることでしたが、具体的な工事場所、工期をお聞かせいただきたいと思ひます。

答(上下水道) 工事の場所でございますが、今年度、汚水管の埋設工事を行っております向山墓地の駐車場付近の都市計画道路吉浜棚尾線と県道西尾知多線の交差点部分、それと、その交差点から北の方向に延びる都市計画道路吉浜棚尾線の歩道の舗装復旧をするものでございます。工期につきましては、年度内に工事が完了できるよう準備を進めますけれども、補正予算を御可決いただきましたら、予算執行し、入札等の手続きが約1か月程かかると思ひますので、工期は2月初旬から3月末になるというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第64号の質疑を打ち切ります。

(7)議案第66号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第

2回)

委員長 質疑を行います。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、議案第66号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第67号 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算(第2回)

委員長 質疑を行います。

問(8) 補正予算実施計画説明書の15ページになりますけども、水道事業費用の支払利息が11万7,000円の減額補正で、資本的支出の企業債償還金が69万1,000円の増額補正となっております。議案説明では借入金の利子償還金の確定と元金の償還額が確定したことによる補正との説明でしたけども、補正をする理由を詳しく教えていただきたいと思います。

答(上下水道) 支払利息と元金の償還額の確定に伴う補正についてでございますけれども、平成25年度に行いました配水管布設替工事の財源として、平成26年3月25日に財務省から2,000万円の借入をしております。当初予算編成が、例年12月ごろになります。借り入れしたのが3月25日ですので、当初予算では見込額となります。そのため、償還額が確定後に補正をさせていただくものでございます。

問(8) 昨年度の補正は、利子償還金の確定による補正だけでしたけども、今年度は元金の償還がありますが、理由を教えていただきたいと思います。

答(上下水道) 借り入れの条件として、償還期限が平成51年3月1日までの25年償還、利率が年1.2%、元利金の支払方法が半年賦元利均等償還で借り入れをいたしました。当初予算編成時でございますが、元金の償還について、据置期間を5年間の条件で借り入れをする予定でございましたが、借り入れをする際、据置期間がない条件のほうが、据置期間分ですね、その分の利息の償還額が軽減できることに加えまして、利率が0.2%低く借り入れすることができるということがわかりましたので、そのため、据置期間がない条件で

借り入れをしたことから、平成26年度から償還金が発生したということで補正をさせていただくものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第67号の質疑を打ち切ります。

(9) 議案第68号 高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の制定について  
委員長 質疑を行います。

問(4) 議案第68号で、高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の制定についてですけども、ちょっとお伺いしたいと思います。この現行のですね、この要綱の状態、条例が何か関係してくるのかという点を、まずお聞きしたいと思います。

「関係する条例……。」と発声するものあり。

問(4) ごめんなさい。どういう取り扱いになってくるかということですか。一応。すみません。

「現行との条例の関係でしょう。補助金制度とかね。」と発声するものあり。

「どういう……。」と発声するものあり。

「現状持っている要綱が、この条例に対して、どのようになるのかという話をしたいんですよ。」と発声するものあり。

問4 はい。

「それを僕に聞いてもわからない。当局に言ってくださいよ。」と発声するものあり。

問（４） すみません。当局のほうに、条例がどういう取り扱い、関連というんですか、どういうふうな扱いになるかということをお聞きしたいと思えますけども。

答（地域産業） 現在、考えております関連する規則等でございますが、高浜市三州瓦屋根工事奨励補助金交付規則がございます。こちらのほうにつきましては、趣旨といたしまして、この規則は、地場産業の振興及び瓦を使用し、景観形成の促進を図るため、三州瓦を使用した住宅の建築主に対して交付する三州瓦屋根工事奨励補助金に関し必要な事項を定めるものとしております。この補助金の交付規則につきましては、今回の高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例が制定されました暁には、この条例の第３条にあります市の役割、こちらのほうを引用させていただきまして、この三州瓦屋根工事奨励補助金交付規則の趣旨とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

問（４） わかりました。そうしましたら、この条例ができた場合、議員の役割について、どのように当局の方が考えられているかというようなことは、どうなんですかね。

委員長 いや。

問（４） こちらで聞いてしまっていいですかね。

委員長 それは。

問（４） 議長さんに。

「委員長が……。」と発声するものあり。

「委員長、暫時休憩せよ。」と発声するものあり。

委員長 暫時休憩。

休憩 １０時４９分

再開 １０時５７分

委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほどの4番、浅岡委員の質疑なんですけれども、委員長として、行政側のほうに議案提案で制定させていただいた条例について、今後も趣旨をくみ取っていただいて、現在の条例等になるべく近づけるようにしていただきたいというふうに考えておりますので、それでよろしいですかね。

「委員長さんの要望ですね。」と発声するものあり。

委員長 要望です。ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第68号の質疑を打ち切ります。

《 意 見 》

(10) 陳情第8号 福祉・国保・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

委員長 意見を求めます。

意(4) 陳情第8号、これについては反対したいと思います。高浜市では平成23年度から愛知県西三河地方税滞納整理機構に参加しておりまして、メリットが3点ほどあるかと思えます。1つ目が、滞納整理機構にあって本市独自ではちょっと処理が困難であった事案の滞納整理を実施することができたということ。それと2つ目は、徴収事務のスペシャリストである県職員から徴収のノウハウを学ぶことができて、本市職員の徴収技術の向上にもつながっていること。3つ目といたしまして、滞納整理機構の事務を通して得られたノウハウを派遣後においてその技術を同僚の職員と共有できることによって、技術が上がってくるということ。以上のことから滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでくださいというような、このような陳情第8号については反対の意見で

あります。

委員長 ほかに。

意（16） 陳情第8号ですけれども、趣旨につきましては、一定の理解はできませんけれども、今、御意見がありましたように、この「【陳情項目】【1】自治体の基本的あり方について」ということで、「愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。」とありますけれども、税の徴収に一定の効果を上げておりますので、ここは理解できません。それから2の国保の改善につきましても、「国保健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。」ですとか、「一般会計からの繰り入れを行い、保険税の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険税に引き下げてください。」、ここら辺はちょっと理解できませんので、そのようなことからこの陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（11） 私は本件について賛成の立場で、意見を述べさせていただきます。例えば、先ほどの国保税の払える保険税に引き下げてくださるかということがあります。高浜市は前年度の資料では、県下で3番目に高い保険料を払っていることでもありますので、これについては、本当に特に賛成したいと思います。あと、以下陳情趣旨並びに陳情項目、その他、全てに賛成できる内容になっておりますので、賛成したいと思います。

委員長 ほかに。

意（1） 本陳情にある福祉施策の充実において理解できる部分もございしますが、全体的に偏りがあったり、違和感を覚える表現等がございしますので、本陳情につきましては、反対でございます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第8号についての意見を終了いたします。

(11) 陳情第13号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情

委員長 意見を求めます。

意(14) 商工会さんの要望されることは理解するところがあるんですけども、特に4番のところ、「官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保」のところ、従来からの考え方ですけども、公共工事というのは公平性を考えますと、優先ということはちょっと難しいのかなと思いますので、趣旨採択したいと思いますので、趣旨採択を入れて採決をお願いしたいと思います。

意(16) 商工会さん、支援をしていくべきだとは思いますが、やはり、今、御意見がありましたように、4のところ、公平性という点から商工会を優先するということがいかなものかと考えます。ほか、中身におきましては、理解はできますので趣旨採択でお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

意(11) 私も4のところですけども、「官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保」の項目は、商工会員を優先的に選定するよう要望するとしています。この部分については、公平性に欠けると考えますので、趣旨採択とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(1) 商工会は地域経済活性化等に大きく貢献しておりますが、本陳情書において、商工会員を優先した受注機会の確保・拡大など特段の配慮を要望している部分があり、このことは公平性を欠くことになると思いますので、趣旨採択とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第13号についての意見を終了いたします。

(12) 陳情第14号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

委員長 意見を求めます。

意(14) これも商工会さんの要望については、十分理解できます。また先ほどの陳情と違いまして、6番のところ、同じような趣旨の内容が入っておりますけども、ここに関しては商工会員も含む地元中小規模企業の為にとというような形で言い回しが変わってきておりますので、今回、賛成とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(16) 私どもも賛成をさせていただきたいと思います。商工会は、高浜市の経済の活性化に御尽力をいただいておりますし、地域の活性化のためにもしっかり頑張っていたいただきたいということで、期待をさせていただきますので、できる範囲で最大限支援する必要があると考えます。このことから、この陳情には、賛成をさせていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

意(11) 私はこれを、趣旨採択を入れてお願いしたいなと思います。というのも3のところ、「積極的な企業誘致の推進について」なんですけども、これについては、大企業に限らずとしているところがちょっと気になる場所なんです。それもありますし、企業誘致については、経済産業省の工業立地動向調査についてという資料によれば、工業立地における立地選定に際して事業者が最も重視した項目は、地価が1位です。2番目に周辺環境からの制約が少ない、3つ目に本社、他の自社工場への近接性、4番目に市場への近接性であります。企業誘致の補助金を出して、三重県亀山市のシャープの工場が撤退したという事例を見ますと、無理に誘致してもすぐに撤退してしまうというおそれもあります。この部分については、賛成できないものであります。商工会の活動は評価していますので、趣旨採択としたいと思います。

委員長 ほかに。

意(1) さらなる市内業者の支援、地域経済の活性化は重要と考えますので、賛成とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第14号についての意見を終了いたします。

(13) 陳情第15号 創業支援強化についての陳情

委員長 意見を求めます。

意(14) この創業支援強化についての陳情について、本市独自の創業支援事業でもありますし、「たかはま経営塾」に対する助成、高浜市創業支援資金の利子補給、高浜市空き店舗活用創業支援事業補助金については、高浜市商工会とともに進めてきておりますし、創業支援施策は地域の活性化に向けて継続していくことは不可欠かと思っておりますので、本陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意(16) 国や高浜市が実施してきました創業支援で着実に成果が出ているようですので、大変喜ばしいことだと思えます。このような点からも今後引き続き支援をしていくべきと考えます。よって、この陳情には賛成とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(11) 本陳情には、反対の立場で意見を述べさせていただきたいと思えます。産業競争力強化法の施行に伴いという形で、創業支援制度拡充をしてまいりたいというふうに書いてあります。この産業競争力強化法で新設した企業、実証特例制度、企業特区は、企業単位で、規制緩和を認めるという異常な制度である。企業の新しい分野の商品開発などをする場合、ある規制が開発の邪魔になっていると企業が申し立てれば、その規制の撤廃を特例的に認める仕組みだということです。その規制撤廃が多くの企業にも有益だと判断されれば、全国規模で拡大することもありますとしています。茂木経産相は、労働時間など、労働法制の規制緩和もありうるとの立場を示しています。社会保障制度の公的機関に隣接する分野でも、企業が安心して進出できるグレーゾーン解消制度もつ

くるという報道もあります。こうした競争力強化法の中の創業支援制度ですので、労働法制への規制緩和を盛り込まれるおそれがあると思われまますので、本陳情には、賛成できません。

委員長 ほかに。

意（１） 地域経済の活性化のため、創業支援の継続は必要と考えますので、賛成とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 意見もないようですので、陳情第15号についての意見を終了いたします。以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。

《採 決》

（１）議案第56号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

（２）議案第57号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

挙手多数により原案可決

(3) 議案第58号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第62号 平成26年度高浜市一般会計補正予算(第6回)

委員長 議案第62号、平成26年度高浜市一般会計補正予算(第6回)について、採決の順序についてあらかじめ申し上げます。本案については、修正案が提出されていますので、まず初めに修正案を採決し、次に原案について採決をいたします。

委員長 議案第62号に対する修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員により可決

委員長 次に、修正部分を除く原案について、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により修正可決

(5) 議案第63号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)

挙手多数により原案可決

(6) 議案第64号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第

1 回)

挙手全員により原案可決

(7) 議案第 66 号 平成 26 年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)

挙手全員により原案可決

(8) 議案第 67 号 平成 26 年度高浜市水道事業会計補正予算 (第 2 回)

挙手全員により原案可決

(9) 議案第 68 号 高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の制定について

挙手全員により原案可決

(10) 陳情第 8 号 福祉・国保・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

委員長 次に、陳情第13号及び陳情第14号については、趣旨採択との御意見がありますので、採決に当たり趣旨採択を入れていきたいとおもいますので、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いいたします。

(11) 陳情第13号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情

挙手全員により趣旨採択

(12) 陳情第14号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

挙手多数により採択

(13) 陳情第15号 創業支援強化についての陳情

挙手多数により採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査の結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前 11 時 22 分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長